

5 案内標示板

▶ 整備基準抜粋

1の項に定める構造の出入口付近に案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、第1の17の項に定める基準に適合するものとすること。

▶ 目標となる基準抜粋

1の項に定める構造の出入口付近に案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、第1の18の項に定める基準に適合するものとすること。

▶ 解説

建築物の案内標示板の項参照

6 附帯設備

▶ 整備基準抜粋

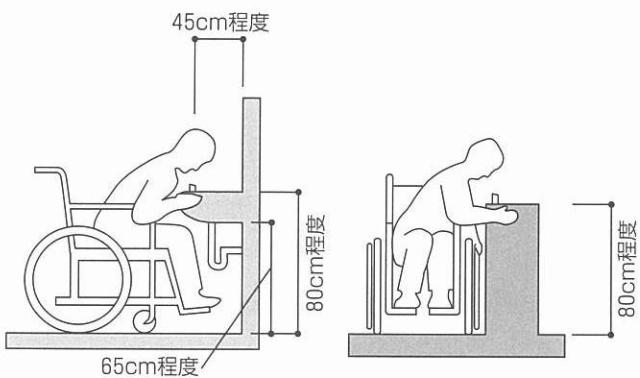
水飲み場、ベンチ、野外卓等の設備は、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

駐車場の整備例

水飲み場



野外卓

